

議 会 資 料	議案第 41 号
消防総務課	

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

今般、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六一〇（職員の災害補償）」（昭和 48 年人事院規則 16-0。以下、「規則」という。）第 31 条第 1 項で規定する葬祭補償の額が改定されました。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額（規則第 31 条第 1 項を参考に規定しているもの）が改定されたため、本条例においても所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

非常勤消防団員等が公務により死亡した場合における葬祭補償の定額を 31 万 5,000 円から 33 万円に引き上げるとともに、条文中の重複する文言を改め、記述を整理します。

3. 改正による効果等

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の改定を行うことで、消防団員福利厚生に繋がります。

志摩市消防団員等公務災害補償条例(平成16年志摩市条例第220号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務 に従事したことにより、死亡した場合においては、<u>市は、</u> <u>葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として3</u> <u>1万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた 金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務 に従事したことにより、死亡した場合においては、<u>市は</u> <u>_____</u>、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>3</u> <u>3万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた 金額を支給する。</p>